

第4期 特定健康診査等実施計画
(令和6年度～令和11年度)

ナオリ健康保険組合

令和6年4月

【背景及び趣旨】

ナオリ健康保険組合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律 第80号。）第19条に基づき、健康保険事業に関する令和6年度から令和11年度までの間の特定健康診査等実施計画を定め、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の取組を進める。

【当健康保険組合の現状】

当健康保険組合は、繊維製品の卸販売業を主たる業態とする事業所が加入している健保組合である。

令和5年度末の適用事業所数は265社で、保険者数は7,092人、被扶養者数は4,196人である。

ただし、支店や営業所は全国に点在しており、被保険者及び被扶養者の居住地は全国45都道府県に分布している。（愛知県に居住している被保険者及び被扶養者は約56%）加入事業所は中小事業者が多く、被保険者20人未満の事業所が全体の75%を占めており、1事業所あたりの平均被保険者数は27人である。

当健康保険組合に加入している被保険者は平均年齢が45.3歳で男女比は約50%である。

健康診断については愛知県下を中心に全国61の健診機関と契約し、契約健診機関で受診できない方のために補助金の助成も実施している。事業者健診の定期健康診断は、補助金の助成で実施している。

契約内容は、人間ドック（短期・半日）・生活習慣病健診・巡回婦人健診であり、二次検査まで契約を交わし実施している。

令和4年度の健診の実施人数は、人間ドック2,519人、生活習慣病健診801人、巡回婦人健診871人、特定健診135人、合計で4,326人受診した。

また、事業者実施の定期健康診断の3,095人に補助金で助成している。

I 第3期計画の実施状況

1 特定健康診査

被保険者は特定健康診査項目を含む事業者健診のデータ受領、契約機関で実施する各種健診（人間ドック・生活習慣病健診・婦人健診）、被扶養者は各種検診や健康保険組合連合会の集合契約により実施した。

第3期特定健康診査等実施計画期間の実施状況は下表のとおりであり、総合健保の目標実施率85%に達成していない。

特定健康診査（被保険者）

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
目標実施率	80.0%	82.0%	84.0%	86.1%	88.0%	90.0%
実施者数	3,497	3,548	3,341	3,429	3,528	—
実施率	78.5%	79.3%	75.3%	76.9%	80.3%	—

特定健康診査（被扶養者）

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
目標実施率	45.1%	50.0%	55.1%	60.0%	65.1%	70.1%
実施者数	700	662	584	625	582	—
実施率	43.4%	43.1%	40.0%	44.4%	44.1%	—

特定健康診査（被保険者＋被扶養者）

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
目標実施率	70.6%	73.5%	76.5%	79.4%	82.3%	85.2%
実施者数	4,197	4,210	3,925	4,054	4,110	—
実施率	69.2%	70.1%	66.6%	69.1%	72.0%	—

2 特定保健指導

各種健診では、契約健診機関にて実施が可能である場合は健診機関で実施し、実施不可の場合や、事業主の実施する定期健診で対象となった者は、保健指導機関に外部委託し実施した。

第3期特定健康診査等実施計画期間の実施状況は下表のとおりであり、総合健保の目標実施率30%に達成していない。

動機付け支援

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
目標実施率	20.0%	28.1%	37.0%	47.1%	52.1%	55.6%
実施者数（人）	67	74	69	85	83	—
実施率	20.1%	22.2%	22.1%	27.1%	27.5%	—

積極的支援

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
目標実施率	3.6%	6.3%	7.9%	9.7%	11.8%	12.5%
実施者数（人）	53	105	45	83	68	—
実施率	12.6%	29.1%	17.1%	22.5%	18.3%	—

動機付け支援＋積極的支援

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
目標実施率	10.4%	15.3%	20.0%	25.2%	28.4%	30.3%
実施者数(人)	120	179	114	168	151	—
実施率	15.5%	23.2%	17.5%	24.6%	22.4%	—

Ⅱ 第4期の達成目標

第4期計画における特定健診実施率、特定保健指導実施率の目標値については、直近の実績では、第3期の目標値と乖離があるが、引き続き実施率の向上に向けて取組を進めていく必要があるため、総合健保の目標実施率を目指す。

1 特定健康診査の実施に係る目標

令和11年度における特定健康診査の実施率を85.4%とする。

この目標を達成するために令和6年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率 (％)

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	国の参酌標準
被保険者	85.2	87.1	89.1	90.9	92.7	92.6	—
被扶養者	45.5	45.7	45.8	46.1	46.3	46.7	—
被保険者+ 被扶養者	77.0	79.0	81.0	83.0	85.0	85.4	85.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

令和11年度における特定保健指導の実施率を31.2%とする。

この目標を達成するために令和6年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率 (被保険者＋被扶養者) (％)

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	国の参酌標準
動機付け支 援実施率	26.2	27.2	28.0	29.0	30.0	31.1	—
積極的支援 実施率	26.0	27.0	28.0	29.1	30.1	31.3	—
合計実施率	26.1	27.1	28.0	29.0	30.0	31.2	30.0

健診当日に保健指導が実施可能な契約健診機関については実施を依頼している。

Ⅲ 特定健康診査等の対象者数

① 特定健康診査

被保険者

(人)

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
40歳以上対象者	4,310	4,260	4,210	4,170	4,120	4,080
目標実施率(%)	85.2	87.1	89.1	90.9	92.7	92.6
目標実施者数	3,670	3,710	3,750	3,790	3,820	3,780

被扶養者

(人)

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
40歳以上対象者	1,120	1,040	960	890	820	760
目標実施率(%)	45.5	45.7	45.8	46.1	46.3	46.7
目標実施者数	510	475	440	410	380	355

被保険者＋被扶養者

(人)

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
40歳以上対象者	5,430	5,300	5,170	5,060	4,940	4,840
目標実施率(%)	77.0	79.0	81.0	83.0	85.0	85.4
目標実施者数	4,180	4,185	4,190	4,200	4,200	4,135

② 特定保健指導

被保険者＋被扶養者

(人)

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
40歳以上対象者	4,180	4,185	4,190	4,200	4,200	4,135
動機付け支援対象者	286	276	268	259	250	238
実施率(%)	26.2	27.2	28.0	29.0	30.0	31.1
実施者数	75	75	75	75	75	74
積極的支援対象者	365	359	353	351	346	336
実施率(%)	26.0	27.0	28.0	29.1	30.1	31.3
実施者数	95	97	99	102	104	105
保健指導対象者計	651	635	621	610	596	574
実施率(%)	26.1	27.1	28.0	29.0	30.0	31.2
実施者数	170	172	174	177	179	179

IV 特定健康診査等の実施方法等

(1) 実施方法

被保険者の特定健診は、事業者が実施する定期健診で実施するほか、契約健診機関で実施する各種健診（人間ドック・生活習慣病健診・婦人健診等）で実施する。また、契約外健診機関で実施する各種健診においても同様とする。

被扶養者の特定健診は、対象者の居住地が全国に分散しているため、健康保険組合連合会の集合契約により実施する。また、各種健診でも実施する。

被扶養者は特定健診の個人負担金を無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合は、その費用は個人負担とする。

特定保健指導は契約健診機関に委託して実施するほか、全国で実施が可能な保健指導機関に外部委託し実施する。または、利用券を発行し健康保険組合連合会の集合契約健診機関にて実施する。

なお、特定保健指導については被保険者・被扶養者とも個人負担金は無料とする。

(2) 実施項目

実施項目は標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は通年とする。

(4) 周知・案内方法

周知は事業所を通じて行うほか、対象者の自宅に案内を送付する。また、機関紙及びホームページに掲載して周知・案内する。

(5) 健診データの受領方法

健診のデータは事業者又は契約健診機関から受領するか、代行機関を通じ電子データ等を受領して当健康保険組合で保管する。また、特定保健指導についても委託機関から同様に電子データ等で受領するものとする。なお、保管年数は5年とする。

契約外健診機関で受診の場合は、被保険者から補助金申請書を受け取り、同時に健診結果の写しを受領する。

(6) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、基準を満たした者すべてに実施案内を送付する。

V 個人情報の保護

当健保組合の個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合および委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は常務理事とする。また、データの利用者は、当組合保健事業課役職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

VI 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画は当組合ホームページに掲載する。

VII 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

国への実績報告データにより、特定健康診査等の実施率を把握し、目標値の達成状況について評価する。

また、目標値に大きく届かない場合、その他必要がある場合は実施方法等の見直しを行う。

VIII その他

当健康保険組合の保健事業課に所属する役職員については、特定健診・特定保健指導などに関する研修に随時参加させる。